

事務連絡
令和2年12月25日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しについて

介護保険制度の運営につきましては、平素よりご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成30年度及び令和2年度税制改正に伴う見直しについては、令和2年12月24日に公布された健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の公布通知（別添）においてお示ししているところです。

この点、平成30年度税制改正（以下「税改」という。）においては、フリーランス等により働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとされ、令和2年分以後の所得税等について適用されることとなりました。

上記見直しに伴い、介護保険料や保険給付の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、介護保険法施行令等の規定の見直しを行ったところですが、具体的な見直し事項について下記のとおりお示しますので、管内保険者への周知方よろしく御願いします。

記

1. 平成30年度税制改正大綱について

○平成30年度税制改正大綱（平成29年12月14日自由民主党 公明党）（抄）

（1） 給与所得控除

- ① 給与所得控除について、次の見直しを行う。
 - イ 控除額を一律10万円引き下げる。

（2） 公的年金等控除

- ① 公的年金等控除について、次の見直しを行う。
 - イ 控除額を一律10万円引き下げる。

(4) 所得金額調整控除

- ① その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢 23 歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。
- ② その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（以下「給与所得控除後の給与等の金額」という。）及び公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額（以下「公的年金等に係る雑所得の金額」とう。）がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（給与所得控除後の給与等の金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（公的年金等に係る雑所得の金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）の合計額から 10 万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。

2. 税改による介護保険被保険者の所得への影響

(1) 介護保険制度における所得指標

	所得の種類	内容
I	合計所得金額	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する額
II	公的年金収入等収入金額及び合計所得金額から所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる金額を控除して得た額（以下「公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額」という。）	以下の合計額 ・公的年金等控除をする前の公的年金等収入金額 ・公的年金等の所得を除く合計所得金額（以下「その他の合計所得金額」という。）

(2) 具体的な影響

- 上記平成 30 年度税制改正大綱（4）において示す「所得金額調整控除②」の適用の有無により、以下の影響が生じることとなる。
- なお、特別障害者等を対象とした「所得金額調整控除①」については特段の対応は不要であることから、所得金額調整控除①の適用後の給与所得を用いて、所得段階の判定等を行われたい。

I 合計所得金額

- ・ 所得金額調整控除②の適用がある場合：最大 10 万円増加

(例)		【税改前】	【税改後】
公的年金 130 万円 →	公的年金等控除適用後	10 万円	20 万円
	の年金所得	(130 万円 - 120 万円)	(130 万円 - 110 万円)
+		+	+
給与所得 70 万円 →	給与所得控除適用後	5 万円	15 万円
	の給与所得	(70 万円 - 65 万円)	(70 万円 - 55 万円)
=合計所得金額	所得金額調整控除適用後	15 万円	25 万円
		(20 万円 + 15 万円 - 10 万円)	

- ・ 所得金額調整控除②の適用がない場合：最大 10 万円増加

(例)		【税改前】	【税改後】
公的年金 100 万円 →	公的年金等控除適用後	0 万円	0 万円
	の年金所得	(100 万円 - 110 万円)	(100 万円 - 100 万円)
+		+	+
給与収入 70 万円 →	給与所得控除適用後	5 万円	15 万円
	の給与所得	(70 万円 - 65 万円)	(70 万円 - 55 万円)
=合計所得金額	所得金額調整控除適用後	5 万円	15 万円
		(適用なし)	

II 公的年金等収入金額+その他の合計所得金額

- ・ 所得金額調整控除②の適用がある場合：変化なし

(例)		【税改前】	【税改後】
公的年金 130 万円 →	-	130 万円	130 万円
+		+	+
給与所得 70 万円 →	給与所得控除適用後	5 万円	15 万円
	の給与所得	(70 万円 - 65 万円)	(70 万円 - 55 万円)
		5 万円	
=公的年金等収入 金額+その他の合 計所得金額	所得金額調整控除適用後	135 万円	135 万円
		(130 万円 + 15 万円 - 10 万円)	

- ・ 所得金額調整控除②の適用がない場合：最大 10 万円増加

(例)		【税改前】	【税改後】
公的年金 100 万円 →	－	100 万円	100 万円
+		+	+
給与収入 70 万円 →	給与所得控除適用後 の給与所得	5 万円 (70 万円 - 65 万円)	15 万円 (70 万円 - 55 万円)
= 公的年金等収入 金額 + その他の合 計所得金額	所得金額調整控除適用後	105 万円	115 万円 (適用なし)

3. 税改の影響を踏まえた見直しの方針

- 上記の影響を遮断するためには、I 及びII の所得指標については以下の対応が必要となる。

I 合計所得金額

当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、合計所得金額を 0 円とする）。

II 公的年金等収入金額+その他の合計所得金額

ア 所得金額調整控除②の適用がある場合

その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除②の額を加えて得た額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、合計所得金額を 0 円とする）。

イ 所得金額調整控除②の適用がない場合

その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、0 円とする）。

- 介護保険制度上の各規定について、具体的には以下の通り対応する。

（1） 利用者負担割合に係る所得の額の算定方法

税改後において所得が増加し、従前の利用者負担割合よりも負担が増加し得ることから、その影響を遮断するため、上記 I 及びII のとおり対応する

（2） 高額介護（予防）サービス費に係る所得段階の算定方法

市町村民税世帯非課税で、公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が 80 万円以下である場合の負担上限額は、世帯について 24,600 円、個人について 15,000 円としているところ、税改後において所得が増加し、従前の負担上限額よりも負担

が増加し得ることから、その影響を遮断するため、上記Ⅱのとおり対応する。

(※ 今般の税改による見直しは課税所得には影響を及ぼさないため、課税所得を区分判定の基準として用いる一般区分及び現役並み所得者相当（世帯の負担上限額 44,000 円）については影響がない。)

(3) 保険料に係る所得段階の算定方法

- ・ 第1段階～第5段階については、公的年金等収入金額+その他の合計所得金額により段階が区分されているところ、税改後において所得が増加し、従前の負担上限額よりも負担が増加し得ることから、その影響を遮断するため、上記Ⅱのとおり対応する。
- ・ 第6段階～第9段階については、令和3年度から令和5年度における基準所得金額が税改を考慮しない所得を基準として設定されるところ、税改を踏まえて所得が増加した第1号被保険者は、従前の保険料段階よりも段階が上がり、負担が増加し得ることから、その影響を遮断するため、上記Ⅰのとおり対応する。

(4) 特定入所者介護サービス費に係る所得段階の算定方法

特定入所者介護サービス費の利用者負担段階については、公的年金等収入金額+その他の合計所得金額によって区分しており、税改後において所得が増加する場合は、段階が上がり、負担限度額が増加し得るため、その影響を遮断するため、上記Ⅱのとおり対応する。

(5) 特定入所者介護サービス費における課税層の特例減額措置に係る所得の算定方法

- ・ 市町村民税課税世帯は特定入所者介護サービス費の支給対象外となるところ、以下の(i)から(vi)の要件すべてを満たす者については、特例減額措置として、特定入所者介護サービス費の支給対象となる。
 - (i) その属する世帯の構成員の数が2以上（施設入所により世帯が分かれた場合は、なお同一世帯とみなす。(2)～(5)において同じ。）
 - (ii) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費及び居住費を負担
 - (iii) 世帯の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下
 - (iv) 世帯の預貯金等の額が450万円以下
 - (v) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
 - (vi) 介護保険料を滞納していない
- ・ (iii)の要件について、税改後において所得が増加する場合は、特例減額措置の対象に該当しにくくなるため、上記Ⅱのとおり対応し、その影響を遮断する。